

【診療・検査医療機関確保事業】 Q&A

| NO.                         | 質問内容   | 回答   | 備考       |
|-----------------------------|--|--|----------|
| <b>補助対象事業者、補助条件、期間等について</b> |  |  |          |
| 1                           | どのような医療機関が対象になるのか。   | 令和5年3月10日以降新たに診療・検査医療機関に指定された診療・検査医療機関です。<br>※令和5年3月10日より前に帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関又は発熱外来認定医療機関の指定(認定)を受けた医療機関を除きます。  |          |
| 2                           | 「診療・検査医療機関」とは何か。   | 発熱等の症状がある患者、新型コロナ患者又はその疑い患者に対する外来診療が可能な医療機関です。<br>厚生労働省では、5月8日以降「外来対応医療機関」と名称変更されますが、奈良県では引き続き「診療・検査医療機関」として運用しています。   |          |
| 3                           | 診療・検査医療機関の指定を受けるにはどうしたらよいか。  | 以下のHP(地域医療連携課)に掲載されている申請書の提出をお願いします。詳細はHPをご覧ください。<br><a href="https://www.pref.nara.jp/55615.htm">https://www.pref.nara.jp/55615.htm</a>                           |          |
| 4                           | 過去に診療・検査医療機関の指定を受けていたが、一旦解除し、3月10日以降に改めて診療・検査医療機関の指定を受けた。この補助金の交付対象となるか。 | 本補助金は、発熱患者等の診療を行うため、必要な設備整備を支援するものです。<br>令和5年3月9日までに、発熱患者等の受入れ体制を整え診療・検査医療機関として指定を受けた実績がある場合は、補助対象外となります。  |          |
| 5                           | 補助の要件は何か。  | 下記の要件を満たす保険医療機関が対象です。<br>【要件】<br>・令和5年3月10日以降に診療・検査医療機関の指定を受けること<br>・令和6年3月31日まで、診療・検査医療機関の指定が継続することが必要です。廃止・取消しがされた場合、補助金をお支払いできません。既に補助金を受領済の場合は、補助金の返還が必要となります。 |          |
| 6                           | 補助対象期間はいつまでなのか。  | 令和5年4月1日以降に生じた経費であり、令和5年9月30日までに納品、改修等が完了するものです。   |          |
| 7                           | 交付申請より前に発注した設備等も対象となるか。必ず発注前に交付決定を得る必要があるか。                              | 交付申請又は交付決定より前に発注した事業についても、補助要件を満たす場合は補助対象となります。<br>(発注時期:4/1以降・整備完了時期:9/30まで)<br>ただし、当該経費が要件を満たし、補助対象となるか否かについては、県の審査後交付決定をもって確定しますので、交付決定前に発注される場合はご注意ください。       |          |
| 8                           | 令和5年度中に継続して指定を受けていれば、コロナの診療実績がなくてもよいか。                                   | 診療実績は補助要件となっていません。   |          |
| 9                           | 本補助金と診療・検査医療機関設備整備事業の両方の補助を受けることは可能ですか。                                  | 可能です。  |          |
| <b>対象経費について</b>             |  |  |          |
| 10                          | 区分(ア)患者案内のための看板設置料とはどのようなものか。  | 看板には、発熱患者等の受入れを実施していることや、実施時間、動線等、患者の案内に必要な内容を記載してください。看板の購入や作成委託料も含まれます。来院した患者の案内用看板のみが補助対象となり、いわゆる広告看板は補助対象となりません。   | R5.9.1追加 |
| 11                          | 区分(イ)ホームページ上に診療・検査医療機関であることを明記するための改修費について補助対象となる経費はどの範囲ですか。             | 補助対象は、発熱患者等の受入れを行うことや診療時間、対象患者等を明示するため必要な経費です。他の情報を掲載するための経費は補助対象外です。診療・検査医療機関とそれ以外の情報の掲載にかかる経費を分けて申請してください。   |          |
| 12                          | 区分(ウ)換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費について、換気設備とはどのようなものを指しますか。                       | 給気又は排気に必要となる機械や窓等の設備です。<br>また、空気清浄機等、空気浄化のための設備は含まれません。  |          |
| 13                          | 区分(ウ)換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費はどのようなものを指しますか。                                 | 物品の修繕、部品取替及び維持管理等を目的とした修繕経費を指します。建造物、工作物等の新築、増築、移改築のように、工作物の位置あるいは形状等を直接変更し、資産価値の増加又は耐用年数の延長につながる工事費(資産(資本的支出)に計上するもの)は対象外です。                                      |          |
| 14                          | 区分(エ)医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費について、どのような医療機器が対象となりますか。                       | パルスオキシメーター等、発熱症状や呼吸器の症状に関する診察を行うために必要な機器のみが対象です。<br>※初度設備整備支援という目的から、1回の診療で消耗し、機能が消失するものは対象外です。<br>※検査キットや、医療機器に付属する備品(パソコン等)、医療器具を保管するためのバットや入れ物は対象外です。           |          |
| 15                          | 区分(オ)非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)について、どのような設備が対象ですか。                        | 非接触で体温を検知することができる機能を有する設備が対象です。  |          |
| 16                          | マスクや防護服、文房具等の診療の用に供する消耗品や机・椅子・棚等の什器、パソコンやタブレットは補助対象ですか。                  | 区分(ア)～(オ)のいずれかに該当するものが補助対象ですが、これらの備品・消耗品は区分(ア)～(オ)に該当しないため、補助対象外です。<br>また、初度設備整備支援という趣旨から、1回の診療で消耗し、機能が消失するものは対象外です。   |          |
| <b>その他</b>                  |  |  |          |
| 17                          | 診療・検査医療機関について何度か申請をしていますが、様式に記載する診療・検査医療機関の指定日とはどの日でしょうか。                | 県から「診療・検査医療機関」の指定書を送付しています。指定書に指定日が記載してありますので、その日をご記入ください。   | R5.6.9追加 |